

コーポレートガバナンス報告書の更新について

証券会員制法人札幌証券取引所

2026年7月29日



【本資料中の略称の取扱いについて】

本資料においては、以下の用語をそれぞれ略称により表記しています。

「コーポレートガバナンス・コード」：コード

「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」：コーポレートガバナンス報告書

コーポレートガバナンス報告書の提出時期

- 今回のコード改訂を踏まえて更新したコーポレートガバナンス報告書の提出期限は、**2028年1月末日**です。自社の状況に応じて更新時期を検討いただき、準備ができ次第、ご提出いただくようお願い申し上げます
- ※ **2028年1月末日までのコーポレートガバナンス報告書の定期更新は、現行コードに沿って更新いただくことでも差支えありません。**その場合、当該期限までに、改訂後のコードに基づく更新を別途行っていただくをお願いします
- ※ 改訂前のコードに基づいてコーポレートガバナンス報告書を更新している場合にはその旨を明記するなど、改訂前の内容に沿っていることがわかるようご記載ください

(参考) コンプライ・オア・エクスプレインの要否

現行	本則市場	アンビシャス
基本原則（5個）	必要	必要
考え方	不要	不要
原則（31個）	NA	NA
補充原則（47個）	NA	NA



改訂案	本則市場	アンビシャス
基本原則（4個）	必要	必要
解釈指針※	不要	不要
原則（26個）	必要	NA
解釈指針※	不要	NA

※ 今回の改訂では、各原則の実効的な実施を支援するための具体的な内容や趣旨・背景を記載した「解釈指針」を新設しています。解釈指針はコンプライ・オア・エクスプレインの対象ではございませんが、原則の実施等を検討するにあたり、参照することが期待されています

(参考)「コードの各原則を実施しない理由」の記載欄の更新

- 改訂コードの内容に沿って、実施しないものがある場合にはコーポレートガバナンス報告書の「コードの各原則を実施しない理由」欄において、その理由をご記載ください
- 実施しない理由の説明は、コードの各原則のうち、どの原則に関する説明であるかを原則の項番等により具体的に特定したうえで、記載してください

コーポレートガバナンス CORPORATE GOVERNANCE	
最終更新日：20xx年x月x日 サンプル株式会社 代表取締役社長 ○○○○ 問合せ先：CG推進室 03-3000-0000 http://xxx.xxx.xx.xx/ 証券コード：XXXX	
当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。	
【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報】	
1. 基本的な考え方	
.....	
.....	
.....	
【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】	
.....	
.....	
.....	
.....	
【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】	
.....	
.....	
.....	
.....	

記載例：「コードの各原則を実施しない理由」

【原則1－2. 株主総会における権利行使】
.....原則を実施しない理由を記載.....

【原則4－7. 任意の仕組みの活用】
.....原則を実施しない理由を記載.....

【原則4－10. 独立社外取締役の数の確保】
.....原則を実施しない理由を記載.....

【原則4－13. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
.....原則を実施しない理由を記載.....

(参考)「コードの各原則に基づく開示」の記載欄の更新

- 改訂コードの内容に沿って、「コードの各原則に基づく開示」欄を更新してください
 - 本欄に直接記載する方法のほか、有価証券報告書等において該当内容を開示している場合には、その内容を参照すべき旨と閲覧方法（URLなど）を記載しても差し支えありません
- 開示項目以外についても、各原則についての具体的な取組みの内容、原則を実施していると評価した理由などを記載する場合には、その項番を特定したうえ記載してください

コーポレートガバナンス CORPORATE GOVERNANCE	
最終更新日：20xx年x月x日 サンプル株式会社 代表取締役社長 ○○○○ 問合せ先：CG推進室 03-3000-0000 http://xxx.xxx.xx.xx/ 証券コード：xxxx	
当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。	
1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本事項	
1. 基本的な考え方	
【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 	
【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 	

記載例：「コードの各原則に基づく開示」

【原則 1 - 1. 株主との建設的な対話】

・ ・ ・ ・ ・ 開示項目の内容を記載 ・ ・ ・ ・ ・

【原則 1 - 4. 政策保有株式】

・ ・ ・ ・ ・ 開示項目の内容を記載 ・ ・ ・ ・ ・

※開示項目以外の原則を記載する場合、その項番を特定して記載

【原則４－１．取締役会の役割・責務Ⅰ：企業戦略等の大きな方向付け】

・ ・ ・ ・ ・ 自社の取組みの内容等を記載 ・ ・ ・ ・ ・

【原則４－２．取締役会の役割・責務Ⅱ：適切なリスクテイクを支える環境整備】

(1) . . . 自社の取組みの内容等を記載 . . .

(2) . . . 自社の取組みの内容等を記載 . . .

(参考)改訂後の開示原則(1)

改訂後の原則	開示原則の内容	開示項目
原則 1 - 1 株主との建設的な対話	(1) 上場会社は、株主からの対話の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針 を検討・承認し、 開示 すべきである。	株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針
原則 1 - 4 政策保有株式	上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。 上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。	- 政策保有に関する方針 - 保有の適否に関する検証内容 - 具体的な議決権行使基準
原則 2 - 2 社内の多様性の確保	上場会社は、ジェンダーや国際性、経歴（中途採用を含む）、年齢、文化的背景やこれらに限られない観点から、中核人材への登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を決定するとともに、その状況を開示すべきである。 また、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべきである。	- 多様性の確保についての考え方 - 多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標 - 多様性の確保の状況 - 人材育成方針、社内環境整備方針、その状況 ※ 従来の「女性・外国人・中途採用」の観点含め、必ずしも個別の観点毎の開示を求めるものではありません

(参考)改訂後の開示原則(2)

改訂後の原則	開示原則の内容	開示項目
原則 2 - 4 企業年金のアセット オーナーとしての機能 発揮	上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。	企業年金の運営を支える人事面や運営面における取組みの内容
原則 3 - 1 情報開示の充実	上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。 （１）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画 （２）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 （３）取締役会が経営陣・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続 （４）取締役会が経営陣の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続 （５）取締役会が上記（４）を踏まえて経営陣の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明	- 経営理念、経営計画等 - コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 - 経営陣等の報酬決定方針と手続 - 経営陣の選解任、取締役等の候補者の指名方針と手続 - 個々の選解任・指名についての説明

(参考)改訂後の開示原則(3)

改訂後の原則	開示原則の内容	開示項目
原則 4 - 3 取締役会の役割・責務 Ⅲ：経営陣・取締役に対する実効的な監督①	(3) 取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきであり、あらかじめ、上場会社が関連当事者との間で行う取引について、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。	• 関連当事者間の取引における適正な手続・その枠組み
原則 4 - 7 任意の仕組みの活用 ※プライム市場のみ	監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置し、適切な関与・助言を得るべきである。プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。	• 委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等 ※ 監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合に限ります

(参考)改訂後の開示原則(4)

改訂後の原則	開示原則の内容	開示項目
原則 4 - 1 3 取締役会・監査役会の 実効性確保のための前 提条件	(1) 取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性、経歴、年齢、文化的背景の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきであり、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定すべきである。その上で、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。 (3) 取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。	• 取締役の有するスキル等の組み合わせ • 取締役会全体の実効性評価の概要
原則 4 - 1 5 取締役・監査役の研鑽	取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合した研鑽の機会の提供・斡旋やその費用の支援を行い、研鑽の方針について開示を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。	• 個々の取締役・監査役に適合した研鑽の方針

(参考) 現行の開示原則との対応

- 現行の開示原則が改訂後のどの原則に対応するかは、下表をご参照ください

※ 今回の改訂にあたっては、開示原則の文言も見直されております。改訂後の開示原則を改めてご確認のうえ、ご検討・更新いただくようお願いします

改訂後	開示事項	現行
原則 1 - 1	・ 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針	原則 5 - 1
原則 1 - 4	・ 政策保有に関する方針 ・ 保有の適否に関する検証内容 ・ 具体的な議決権行使基準	原則 1 - 4
原則 2 - 2	・ 多様性の確保についての考え方 ・ 多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標 ・ 多様性の確保の状況 ・ 人材育成方針、社内環境整備方針、その状況	補充原則 2 - 4 ①
原則 2 - 4	・ 企業年金の運営を支える人事面や運営面における取組み	原則 2 - 6
原則 3 - 1	・ 経営理念、経営計画等 ・ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 ・ 経営陣等の報酬決定方針と手続 ・ 経営陣の選解任と取締役等の候補者の指名方針と手続 ・ 個々の選解任・指名についての説明	原則 3 - 1
原則 4 - 3	・ 関連当事者間の取引における適正な手続・その枠組み	原則 1 - 7
原則 4 - 7	・ 委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等	補充原則 4 - 10 ①
原則 4 - 13	・ 取締役の有するスキル等の組み合わせ	補充原則 4 - 11 ①
	・ 取締役会の実効性評価の概要	補充原則 4 - 11 ③
原則 4 - 15	・ 個々の取締役・監査役に適合した研鑽の方針	補充原則 4 - 14 ②

廃止される現行の開示原則

- ・ サステナビリティについての取組み等（補充原則3-1③）
- ・ 経営陣に対する委任の範囲の決定、概要の開示（補充原則4-1①）
- ・ 独立社外取締役の独立性判断基準（原則4-9）
- ・ 取締役・監査役の兼任状況（補充原則4-11②）